

小矢部市子ども医療費の助成に関する条例(平成7年小矢部市条例第5号)による子どもの医療費助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	小矢部市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小矢部市子ども医療費の助成に関する条例(平成7年小矢部市条例第5号)による子どもの医療費助成に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小矢部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1 第1の項 小矢部市子ども医療費の助成に関する条例(平成7年小矢部市条例第5号)による子どもの医療費助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第一条	小矢部市子ども医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	児童手当法第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を保護者に助成することにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小矢部市子ども医療費の助成に関する条例(平成7年小矢部市条例第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成7年規則第11号）第4条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費助成についての資格認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	小矢部市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成7年規則第11号）第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ロ	小矢部市子ども医療費の助成に関する条例（平成7年小矢部市条例第5号）第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2018年09月07日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	

保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	